

第4回京都動物愛護憲章懇話会 会議録

日 時：平成26年11月11日（火）午後2時～午後3時00分

場 所：京都ガーデンパレス2階「鞍馬」

出席者：＜京都動物愛護憲章懇話会委員＞

村田 英雄 （京都産業大学総合生命科学部教授）
森 尚志 （一般財団法人J-HANBS関西支部長）
清水 弘司 （公益社団法人京都府獣医師会会長）
岩田 法親 （公益社団法人京都市獣医師会前会長）
安積 初江 （ハーモニー顧問）
松岡 幸子 （特定非営利活動法人アンビシャス理事長）
上村 享 （近畿ケンネル協同組合代表理事）
西原 裕美 （公益社団法人日本愛玩動物協会京都府支部副支部長）
田中 真人 （精華町健康福祉環境部環境推進室長）
村井 正 （京都市保健協議会連合会会長）
吉田 正美 （京都府動物愛護管理推進計画検討委員会委員）
森岡 梅次 （京都市南区上鳥羽自治連合会会長）
宮本 英樹 （株式会社京都放送総務部長）
大橋 信之 （日本放送協会京都放送局放送部副部長）

（敬称略）

＜京都府＞

宮地 徹 健康福祉部副部長
森田 朗 健康福祉部生活衛生課長
佐藤 昭司 動物愛護管理センター所長
神村 孝 健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長

＜京都市＞

西田 哲郎 保健福祉局保健医療・介護担当局長
中谷 繁雄 保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長
岩田 常幸 家庭動物相談所長
藤川 創 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長

次 第：1 開 会

2 内 容

(1) 「京都動物愛護憲章（仮称）」（案）について

(2) その他

3 閉 会

1 開 会

【事務局】

本日は、第4回京都動物愛護憲章懇話会にお集まりいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、会議を開催させていただきたいと思っております。本日は岡村委員、内田委員が御都合により、御欠席されています。

早速ではございますが、会長に進行をお願いさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

【会長】

本日は、第4回京都動物愛護憲章懇話会にお集まりいただき、ありがとうございます。

早速、進行してまいりたいと存じます。

まずは、配布資料及び本日の会議の進め方について、府及び市から説明いただきます。

【事務局】

本日の会議での配布資料について御説明させていただきます。まずは、A4の1枚物で次第、その次に資料1といたしまして、A3横長のものが1枚、その次に資料2「京都動物愛護憲章（仮称）素案に対するパブリックコメント結果について」、こちらがA4の2枚をホチキス留めしたものが1部でございます。その後は参考配付資料としまして、①「京都動物愛護憲章（仮称）素案に対する意見募集について」ミント色のリーフレット、そして②といたしまして、京都動物愛護憲章制定シンポジウムの資料でA4の3枚をホチキス留めしたものの。③としまして委員名簿、④としまして配席図を配布させてい

ただいております。不足等があれば、お申し出ください。

本日の会議の進め方でございます。資料1と参考配付資料①によって、前回の第3回懇話会での意見を受けて修正し、パブリックコメントにかけた素案について御説明させていただきます。もう1点、資料2によって、パブリックコメントに寄せられた御意見について御説明をさせていただきます。また、これらを踏まえた府市の考え方の説明と御意見の聴取をさせていただきたいと考えております。

【会長】

それでは、まず、前回の懇話会の意見を受けて修正し、パブリックコメントにかけた素案の説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、前回、第3回の懇話会意見を受けて修正し、パブリックコメントにかけた素案について御説明させていただきます。資料1を御覧ください。この資料は、前回、第3回懇話会において提示させていただいた憲章素案を左側に、そして、前回の懇話会の御意見を踏まえまして府市で修正のうえ、パブリックコメントにかけた案を右側に記載した対比表となっております。御意見を受けまして修正させていただいた箇所は、太字の下線部分で表しております。

まず、中ほどの本文第1項目「動物を思いやりましょう。」に関して掲げました取組例の3つ目を御覧ください。第3回会議案では、「行政は、やむなく殺処分しなければならない犬や猫のいないまちを目指します。」としておりましたが、飼い主の都合によりやむなく殺処分しなければならないことをより明確に記載すべき、あるいは、本文の第5項目に「心地よいまちをつくりましょう」と、「まち」という言葉が使われているため、ここでは「まち」でなくともよいのではないかと、などの意見がありましたことを踏まえ、「行政は、飼い主の都合でやむなく殺処分される犬や猫をなくすことを目指します。」としております。

次に、本文第5項目「人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。」に関して掲げました取組例の1つ目でございます。第3回会議案では、「犬のふん尿は自宅でさせます。また、散歩時にしたふんは必ず持ち帰ります。」としておりましたが、「ふん尿」という表現は「排せつ」の方がよいのではないかと、あるいは、犬のふん尿は自宅でさ

せるといっておきながら、その後ろに「散歩時にしたふんは」とあるのは少し辻褃があわないように聞こえるため、「やむなく」など、後ろの文の趣旨をもう少しうまく補足できないか、などの意見でございました。これを踏まえ、「犬の排せつは自宅でさせます。また、散歩時にやむなくしたふんは必ず持ち帰ります。」としております。

次に、同じ第5項目に関して掲げました取組例の2つ目です。第3回会議案では、「猫は、室内で飼うよう努めます。」としておりましたが、これにつきましては、府市の内部におきまして、取組の例として掲げるものであるため、室内で飼うように「努める」のではなく、「飼います。」と言い切るべきであるというように再考致しましたため、このように改めさせていただいたものです。

次に参考配付資料①ということで、お手元にお配りしておりますミント色のリーフレットを御覧いただけますでしょうか。こちらが、パブリックコメントに用いましたリーフレットです。中面に、ただ今御説明しました修正を加えた憲章素案を記載させていただきます。憲章素案の説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。引き続き、パブリックコメントに関する結果について説明をいただきたいと思います。

【事務局】

それでは、パブリックコメントの結果について御報告させていただきます。

資料2「京都動物愛護憲章（仮称）素案に対するパブリックコメント結果について（概要）」を御覧ください。

まず、「1 意見応募者数及び件数」でございます。8月21日から10月10日まで募集を致しまして、応募者数は1,149名でございました。お一人で複数の御意見をいただいているものも多くあり、御意見の件数としては、2,467件でございます。

委員の皆様方にも配布の御協力をいただいたことなどもあり、非常に多くの御意見をいただけたものと考えております。この場をお借りして、御礼を申し上げます。

次に、京都動物愛護憲章（仮称）制定シンポジウムの開催概要でございます。これは、動物愛護週間の中の1日でもあります9月21日に京都市中京区の新風館におき

まして、当日実施されました「Kyoto-Ani-Love Festival」の一環として、午前11時15分から12時30分まで実施したものです。お手元の参考配付資料②を御覧ください。「京都動物愛護憲章（仮称）制定シンポジウム」と書かれたクリーム色のチラシが1枚目になっている資料です。

11時15分から、本懇話会の村田会長から、「日本人の動物愛護観 ー昔と今ー」という演題により、基調講演をいただきました。11時40分からは、パネルディスカッション「京都動物愛護憲章（仮称）について」を実施致しました。基調講演の内容は、このチラシの下部分から裏面にかけまして掲載させていただいております。

パネルディスカッションについては、村田会長、また、本日は所用により御欠席ですが、京都新聞社編集局総務の内田委員、また、女優・タレントで一般財団法人動物環境・福祉協会Eva理事長として動物愛護活動に熱心に取り組んでおられる杉本彩さんにパネリストとして御参加いただきました。

チラシを1枚おめくりください。シンポジウムの概要について、の資料となっております。「2 当日、会場で京都動物愛護憲章（仮称）素案に寄せられた御意見」のところですが、件数としては、先ほど御紹介させていただいたパブリックコメントの件数のうち数として、252名から392件の御意見をいただきました。当日いただきました御意見の例や、パネルディスカッションの内容をお付けいたしておりますので、また、御覧をいただければと存じます。

それでは、資料2へお戻りください。「3 意見の傾向」でございます。

いただきました意見については、次の3つに大別されております。一つ目は賛同意見でございます。これは、いただいた御意見の全体の大部分を占めております。二つ目は反対意見です。一部反対意見がございました。三つ目は文章表現に対する意見です。こちらもいただいた御意見の一部にございました。

「4 主な意見の内容」を御覧ください。「(1) 賛同意見」ですが、憲章の趣旨や推進の取組に賛意を表すものとして、御覧のと通りの御意見をいただきました。

ページをめくっていただきまして、裏面、2ページを御覧ください。賛同意見のうち、本文項目や取組例に関連した取組等を提案するものとして、御覧のような御意見をいただきました。

次に「(2) 反対意見」でございます。反対意見は、大きく2点ございます。一つは、「餌やりをやめる呼びかけに反対する意見」です。憲章本文の「周りに迷惑がかかる

ような動物への餌やりは行いません。」との取組例を掲げていることについて、御覧のような意見がございました。もう一つは、「犬の排泄を自宅でさせることに反対する意見」でございます。屋内で犬に排せつをさせるということがイメージできないといったところから来る御意見であると理解しております。

最後に「(3) 文章表現に対する意見」で、御覧のような御意見をいただきました。わかりやすいといった御意見が多くみられました。また、猫への餌やりについて、餌やりそのものは悪くないとの立場から、現在の憲章の書きぶりは、餌やりそのものをよくないことと捉えて表現がされているとして、肯定した表現に直してほしいという意見もございました。

3 ページを御覧ください。「5 パブリックコメントにお寄せいただいた主な御意見について」です。ここでは、ただ今御紹介しました御意見に対する府市の考え方をお示ししております。

まず、「1 賛同意見」の「ア 憲章の趣旨や推進の取組に賛意を表すもの」につきましては、「趣旨や推進の取組に多くの賛同意見をいただき、また、構成や内容もわかりやすいとの声をいただいている。懇話会意見の反映に努めた結果、幅広い観点を盛り込んだうえで、わかりやすく、多くの方に御理解をいただきやすい内容となったものと考えている。」とさせていただきます。

次に「イ 本文項目や取組例に関連した取組等を提案するもの」につきましては、考え方といたしまして、「様々な方から多くの御提案をいただいたことは、様々な人がそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するための原点として制定しようとする本憲章の制定の取組に呼応いただいたものと考えており、いただいた御意見を今後の府市の取組等において参考とさせていただきたい。」としております。

次に「2 反対意見」でございます。「ア 猫への餌やりの禁止に対する反対意見」につきましては、考え方でございます。「野良猫に対する餌やりには、繁殖や、鳴き声、ふん尿被害などが発生する危険性があり、住民間でトラブルともなるなど、迷惑行為となるものです。動物を好きな人も、そうでない人も、すべての人から動物愛護について理解をいただき、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」を構築していくためには、憲章素案の後文にも示す「人に迷惑をかけない」という考え方に立って取組を進めていく必要があります。憲章には、地域の人々が協力して、避妊去勢

の実施や適切な管理の下での給餌など、人と猫が共生できる「まちねこ活動」の推進を取組として掲げており、野良猫への無責任な餌やりについては、まちねこ活動へ改め、又は、自己が飼養するよう御協力をお願いするとともに、必要な啓発、指導に努めていきたいと考えています。」としております。

次に「イ 犬の自宅での排せつに反対する意見」につきましては、「憲章素案でお示した犬の排泄は自宅で行うということについては、処理がしにくい外での尿被害が防止できることや、雨の日でも排泄のために散歩に出かけなければならないということがなくなるなどの効果がありますが、その合理性やメリットについての社会的な認知はまだ低い状態であると考えています。今後、積極的に推進していくためにも、一歩進んだ取組例として憲章に掲げるとともに、行政としても、しつけ方などの啓発に努めていきたいと考えています。」としております。

これらの考え方を踏まえたうえで、府市といたしましては、パブリックコメントにかけた素案をそのまま憲章として制定し、府民・市民への普及啓発を推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。憲章素案の内容及びパブリックコメントの結果について府市から説明をいただきました。最後にコメントされましたが、府市としては、憲章の制定及び推進について、多くの賛同意見を得られたこと、また反対意見についても、府市の考え方について整理をされているということで、特にこれに依拠して憲章の文言をまた見直すということではなく、憲章に掲げている考え方について、今後活動を充実させながら、啓発をしていくということで普及を図っていきたいという考え方です。

最終的には、今日、委員の方々から意見を伺いますが、素案を憲章として格上げしたいというようなことだと理解します。

今日、お願いさせていただきたいのが、パブリックコメントの意見を参考にさせていただきながら、各委員から御意見を伺えればと思います。

今回、時間が十分ございますけれども、憲章の文言や文案に限らず、その他、御発言がございましたら、時間を設けたいと思いますので、積極的に発言をいただきたいと思います。なお、御発言の際には、録音の関係上、マイクを御使用ください。

まずは、賛成意見は大多数であるということ、懇話会でも素案としてほぼ固まった

ということから、一般市民の方から寄せられている反対意見や建設的な対案に関して、委員のお考えや考え方の追加を中心に御意見をいただければと思います。

一応、反対意見を要約いたしますと、1つ目は「餌やり反対」ということに対する「反対」で、「餌やり」についても許容される場合があってもいいのではないかという御意見です。2つ目は一般的な風潮と思いますが、犬の排せつを外ではさせないということになっていると思いますが、いろんな御事情があるということで、自宅排せつができない場合は、やはり野外でやらざるを得ないのではないかという御意見があったと府市で整理されています。この辺りについて、委員の方々から御発言をいただきたいと思っています。

【会長】

口火を切らせていただきますと、餌やりの反対意見については、最終的にリーフレットに「周りに迷惑がかかるような」と一言書いておりますので、文言的に修正する必要がないのではないかと思います。いろんな判断基準があるかと思いますが、餌の散らかしやふん尿の被害があるというのは言語道断と思いますが、「まちねこ活動」として地域の中でコンセンサスができているものは周りに迷惑がかからないというように判断される。そういうような形で府市では盛り込まれていのかと存じます。

ということから、一般からの御意見ということに対し、素案から文言を変えなければいけないことではないと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

これは昔からありますが、行政としては猫に餌やりをやっている方に対して、どういう対応が正解なのでしょう。苦情を言われる方のそれぞれの考え方がありますが、こういった回答がベターなのでしょう。

【事務局】

反対意見に対する府市の考え方にも書いていますが、野良猫に対する餌やりについては、迷惑がかかっている方とのトラブルが実際に起こっているかと思います。府市で「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」を構築していくためには、憲章が謳っています「人に迷惑をかけない」という考え方にたって、皆様が理解して取

組を進めていく必要があると思います。野良猫を無くすという方向で、行政としては「まちねこ活動」に改めていただいて、町内での了解を取ったうえでの適正な管理をしていただく、もしくは、自己がその猫を飼っていただければいいのではないかと、という方向で今後もお願いや指導啓発を行っていきたいと考えております。

【委員】

会長も仰っていたように、このままの文章でいいのではないかと思います。

「迷惑をかけたとしても、えさやりをしないというのはちがうと思う」という反対意見が出ている部分で、やはり他人に迷惑をかけてでも猫に餌をやっている方がいいという感覚で餌やりをする方がいる地域で問題が出てくるということで、地域との関わりも持ちながら餌やりをやられる地域もたくさんあると思うんですけども、そういう地域ではそういった苦情はきっと出ていないんだと思うのですが、やはりある一定のルールを守るといったことは皆で住んでいく中で当たり前のことなので、私はこのままの文言どおりでいいと思います。

【委員】

私も皆さんが仰るように、この文章でいいと思います。むしろ、優しすぎるくらいの表現でなされているのではないかなと思うくらいです。

餌やりというのは多くの場合、自宅の庭に来る猫に餌をあげる場合はきちんと管理されている場合が多いんですね。問題があるのは、フードを大量に積んで猫が多そうなところに置いてくるというような方がトラブルになっていることが多いですね。そういう意味では、そういう方たちに改めてもらえるようないい文章になっているんだろうと思っております。

【会長】

極端な事例で言えば、今、委員が仰ったことくらいだろうと思うので、間違いなく迷惑な行為という範疇に入ってしまうかと思います。大抵の場合は、「迷惑がかからない」という附帯条件を付けた文言が有効に働くのではないかと思いますので、このままの表現にしてよいということで、懇話会としては合意を得てよろしいでしょうか。

(御意見等なし)

それでは、このままということにさせていただきます。

次にもう1点ですが、犬の排せつを自宅でさせることに対する反対の意見ですが、これも中々難しいですが、大型犬の事例が出ているということ、最初からトイレのトレーニングをしなかった犬をどうするか、散歩時に排せつをしてしまうのはあり得るのだから、「やむなく」という言い方を取ってもらおうといった御意見が出ておりますが、これに対してどう考えるか。これについては、いかがでしょうか。

【委員】

うちにも大型犬はいますが、全部家で排せつをさせていますし、やはり町中でふん尿をする、玄関先に落ちているという苦情が多いという中、まだまだ犬は散歩の時にふんや尿をするという感覚の方が多いですし、散歩のためではなく、トイレのために外に出るといった感覚の方が多いのですけれども、せっかく初めてつくる憲章の中で、古い感覚のままに合わせてしまうのか、一歩進んだところで進めていきたいと思うのかというところだと思います。私は、やはり町中で家でしてから散歩に出る、ただし、「やむなく」とついているので外で絶対できないということではないですけれども、新たに犬を飼うという方が、子犬は大体家で排せつをしています、なぜか散歩でするように変わっていくんですね。そこを家でしていく方が楽という感覚に飼い主がなっていくとそういったトラブルがなくなっていくと思います。長いスパンで考えた時に、数年して簡単に憲章を変えられないことを考えれば、この形でいいんじゃないかなと思います。

【委員】

私もこのままでいいと思います。

大型犬こそふん尿が大量なので、室内ですべきだと思いますが、これからは、愛犬家にとって、外で排せつさせることを続けていくと、どんどん後ろめたい気持ちが高まっていくだろうと思うんですね。そうすると、かえって人目を避けて排せつさせなければいけないといったような気持ちが心に占めるようになってくると思うんですね。正々堂々と散歩ができるようにするためにも、排せつは確実に家で済ませて、外です

る習慣を止めて、絶対に外でしないというしつけをしておけば、そういう気持ちにならず、正々堂々と気分良く散歩ができるんだろうと思うんですね。

ちなみに、うちも大型犬が何匹かいるんですけども、必ずペットシートで排せつをすべて済ませてから散歩に出るようにしています。散歩の途中でも排せつを絶対しない。万が一、しそうな姿勢を取ったとしても、かわいそうですけれども止めさせます。今ではそういうことは一切しないで、したくなったら帰ってきてペットシートでまたする。こういう習慣はつくものです。この文章でいいと思います。

【委員】

動物憲章は人と動物が共生していくための、いわば「掟」づくりみたいなもので、またそれに達するための目標でもありますので、今の文章で賛成です。

【委員】

先日、上鳥羽の動物愛護センターのことで地元の方と話し合ったのですが、散歩の際にふんは取るが、尿は水を持って取るのかと聞かれた。私もそこまで気付かなかったが、センター予定地の近所の方は尿のことを気にしておられます。家庭動物相談所では職員が日曜日に外へ散歩させているが、水を持っていないのではないかという意見も出ていました。新たなセンターでは芝生におしっこをするのではといったことも気にしておられ方もいるので、そういったルールについても考えてほしい。

【委員】

仰るように、センターに多くの方が犬を連れて来られるというのはいいことですが、そういう可能性はあるということで、1匹が尿をすれば、臭いがするため、次の犬が続いてするということがあります。ただ、今、割と町内でもペットボトルを持って歩いておられて、どうしても尿をした場合、水を流しておられるという光景は見られるので、センターのマニュアルにきっちり書いて、利用者は守りましょうというところは、きっと府市で考えていると思います。

【事務局】

家庭動物相談所で管理している動物につきましては、昔の施設で窮屈なため、職員

が散歩に連れて回っています。ふんは地面に落ちる前に回収するシステムを取っておりまして、地面が汚れないようにしています。また、尿については、シートを持って歩いています。たまたま間に合わない場合、ペットボトルの水を持ち歩き、そこにかけている状況です。中々、町内の方にそこまで見ていただかず、理解していただけない状況があるかと思いますが、今後、臭い等の対策については、運用の中で府市一体となって検討していかなければいけないと考えています。

【会長】

「犬の排せつは外で」というところはやはり問題になっているため、最低でもこの文章は残しておかれないと感じます。また、吸水性のシートなど尿についての対策は、実効性の高い方法で盛り込んでいただければと思います。

憲章案については、このままでいくということで委員の皆様の御了解をいただけたものということでよろしいでしょうか。

(御意見等なし)

ありがとうございます。

それでは、パブリックコメントの御意見については十分説明がつくため、素案の表現をそのまま生かすということで了承したいという運びにしたいと思います。

後は、賛成意見ということですが、非常にありがたい意見だと思います。わたしたちにとっても、府市においても練り上げられた文案に対する応援だと思いますので。

懇話会からは最終決定機関である府市に、この憲章案を推薦するという形にさせていただきたいと思います。

では、憲章案以外についての御意見がもしあれば、お願いしたいのですが。

【委員】

憲章のリーフレットでは読点が「カンマ」になっています。日本語として少し違和感があるのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

本リーフレットは市で作成していますが、京都市の用字用語の規則において、読点に「カンマ」を用いることが行政文書の原則となっているため、こういう表記にしているものです。ただし、一般の方にお示しする文章ですので、別に通常の読点でも良いと考えています。検討させていただき、より馴染みのある方で表記させていただきたいと思います。

【会長】

それについては、普遍性の観点から検討いただき、府市で表現を調整いただきたいと思います。

他に意見がないようでしたら、この件については終わらせていただきます。

本日の議題については、以上の運びです。過去4回にわたりまして、非常に具体的な良い案ができたと思っています。本日、御意見が色々出ましたので、文言の表現の統一も含めまして、今後の制定の進め方について、府市から最終的に説明と御連絡をいただきたいと思います。

【事務局】

本日は大変貴重な御意見をありがとうございました。今後ですが、府市それぞれのルールに乗っ取って、制定という運びとなります。今回が最後の会議ということで、府市からそれぞれ御礼の御挨拶をさせていただきます。

【事務局】

本日はお忙しい中、第4回京都動物愛護憲章懇話会に御出席いただき、また熱心な貴重な御意見、ありがとうございました。

この懇話会も6月19日に第1回を開催しまして、以来、今回で4回にわたりまして、委員の皆様から大変建設的な御意見を、あるいは熱心な御協議をいただきました。また、パブリックコメントの際には、関係者への資料配布等、大変御協力いただきましてありがとうございました。改めまして、この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。おかげをもちまして、本日、京都動物愛護憲章（仮称）案を作成することができました。

今後は、先ほど申し上げましたとおり、府市で議会への報告など、それぞれのルー

ルに乗っ取って、制定という運びになっておりますが、ただ、憲章はつくって終わりということではありませんので、つくった後、府民・市民はもちろんのこと、全国的にもこうした憲章を知ってもらって、一人一人が動物愛護について意識が高揚するよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、委員の皆様には引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます、この間の御礼と閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】

本日は本当にお忙しい中、第4回目の会議に御出席いただきまして、ありがとうございました。第4回まで熱心な御議論いただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

この憲章の役割というのは、申すまでもなく、すべての人が「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」という理想の実現に向けて、それぞれの立場から、自ら考え、積極的に取組を進めていく拠り所、共通の価値観となるところにあると考えています。

本懇話会においては、府民・市民、有識者、動物愛護の実践、普及、啓発等に関わっていただいている団体様、情報発信のプロであるマスコミの方、幅広い立場の方から委員として御参画をいただきまして、本当に幅広く、かつ深い観点から熱心な御議論をいただけてきたと感じています。おかげをもちまして、このような素晴らしい憲章（案）ができあがったと思っております。パブリックコメントにおきましても、「憲章」という共通の価値観にふさわしく、やさしく覚えやすい、大変わかりやすいという、多くの賛同の御意見をいただいたところでございます。

今後、府市において、それぞれの議会ルールに乗っ取った手続きを経まして、正式な憲章にしてまいりたいと考えております。また、来年4月に開設します新しい京都動物愛護センターは府市協調の動物愛護活動の拠点となりますが、是非このセンターにも憲章を掲げ、発信基地にして、府市で協力して「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向けて、精一杯取り組んでまいりたいと考えています。

結びになりますけれども、この間の皆様方の御熱心な御議論に感謝いたしまして、京都市からの御礼の言葉と閉会の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【事務局】

以上をもちまして、第4回京都動物愛護憲章懇話会を閉会させていただきます。

会長をはじめ、皆様におかれましては、この間、誠に多大な御協力をいただきまして、心から感謝いたします。ありがとうございました。

(終了 午後3時00分)